

# 生徒心得

## 1 学 習

- (1) 学習は生徒の本分であることをわきまえ、さらに将来の目的達成のため、常に自主的な学習活動をする。
- (2) 教室の清潔、整頓、換気に留意して、学習はなごやかに、静かに、そして能率的に進められるように努力する。

## 2 願出・届出

所定の様式により、保護者から校長宛学級担任へ提出する。

- (1) 欠席、欠課、早退、遅刻はそのたびごとに行う。
- (2) 病気・けがによる長期欠席の場合は医師の診断書を添付する。
- (3) 忌引により欠席する場合、学級担任に連絡する。忌引は次の範囲で認める。

また、特別な事情のある場合は考慮する。

- ① 父母 7日
  - ② 祖父母 3日
  - ③ 兄弟姉妹 3日
  - ④ 伯叔父母 1日
  - ⑤ 曾祖父母 2日
- (4) 病気、その他の理由で、長期の欠席又は休学する場合は学級担任に相談の上校長に願い出る。  
復学する場合もまた同じ。  
なお、長期欠席期間（休学）中は随時その状況を学級担任に連絡する。休学期間は3か月以上2か年以内とする。
  - (5) 8:50以後遅刻した場合、「遅刻届」にその旨記入し、授業担当者に提出する。

## 3 登校・下校

別紙規定による。

- (1) 登校後やむをえない用事で校外に出る場合は、「外出許可証」により必ず学級担任又は関係ある先生の許可を得る。
- (2) 下校時刻は年間を通して午後6時30分とする。
- (3) 下校時刻以後、特別の事情でやむなく残る場合は事前に家庭に連絡して、学級担任又は関係ある先生にあらかじめ許可を得る。

病気、その他の特別な理由で早退する場合は、学級担任に申し出て「早退届」により早退の許可を得る。家庭の都合などによる早退は生徒手帳に保護者が記入し、担任に提出する。

- (4) 登下校（校外における学校行事、部活動などを含む）における原動機付自転車・電動キックボードの運転、および自動二輪車、普通自動車の運転・乗車は禁止する。（家族の運転を除く）

### (5) 自転車通学

- ① 自転車通学を希望する場合、保護者の承諾を得た後、「自転車通学届」により申請する。
- ② 学校のステッカーを購入し、自転車の目立つ所に貼りつける。
- ③ 交通法規を遵守する。
- ④ 登下校中事故等にあった場合、速やかに警察に連絡するとともに学級担任にも連絡する。
- ⑤ 令和元年10月より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されている。
- ⑥ ヘルメットを着用し、事故のないように安全運転に心掛けること。

## 4 身だしなみ・服装

- (1) 染髪・脱色・パーマ・化粧・装飾品（ピアス・ネックレス・指輪等）はしない。
- (2) 登校及び下校する場合は、必ず本校所定の制服（校章付）を着用する。さらに団体行動上必要な場合も同じ。

ただし、特別な事情により、着用できない場合は、願い出により許可を受ける。

(3) 服装については、別紙「服装に関する規定」を参照のこと。

## 5 所持品

(1) 学習生活に必要なもの以外は持参しない。

(2) 所持品には必ず記名し、紛失したり、盗難にあたりした場合には速やかに学級担任や関係ある先生に届け出る。

## 6 あいさつ

(1) 態度やことばは心の鏡である。あいさつは、来客、保護者、教職員に対してはもとより、生徒相互も気持ち良い態度ですよう心がける。

## 7 生活一般

(1) お互いに人格を尊重し、自らの行動を律する態度を養う。

(2) 掲示物は、必ず学級担任、又は関係ある先生の許可、検印をうけて指定の場所に掲示する。

(3) 授業中の飲食は原則禁止とする。(水分補給等は除く)

(4) 各学級は、金銭、その他の物品の徴収をみだりにしない。やむを得ない場合は、必ず学級担任、又は関係ある先生の許可を受けなければならない。

(5) 校内において、外来者との面会は、学級担任又は関係ある先生の許可のもとにおこなう。

(6) 居酒屋・娯楽場・盛り場など、18歳未満立入禁止の場所に入入りしない。(アルバイト等も同様である)

(7) 外泊、及び夜の個人的外出は保護者の許可を受ける。

(8) 学校内外で生徒の集会を催す場合は、あらかじめ学級担任、関係ある先生に届け出る。

(9) スマートフォンや携帯電話を使用する時は、個人情報の取り扱いに注意する。SNS等へ他人を中傷するような書き込み、不適切な画像及び、無許可でのアップロードなどは絶対におこなわない。

(10) 学校内外を問わず、飲酒・喫煙・薬物乱用等の触法行為は厳禁する。(所持についても同様である)

(11) 校内での選挙活動は禁止する。

※上記の内容に該当する場合には指導をおこなうことがある。

## 8 部活動

部活動については生徒会規約に従ってこれを行うが、特に次の点に留意しなければならない。

(1) 部費を徴収する場合は顧問の許可を受ける。顧問は校長の許可を受け、校長名で部費徴収案内を保護者に出す。

(2) 対外活動及び対外試合は顧問を通して、学校長の許可を受ける。

(3) 活動時間

① 部活動の活動時間は原則として始業前と放課後とする。

② 日常は下校時刻を守るように活動する。

③ 下校時刻後も活動を要すると顧問が認めた場合は延長できる。ただし、顧問もしくは代行顧問付添とする。その際午後7時までには校舎を、午後7時30分までに敷地を出ることとする。

④ 定期テスト1週間前からテスト終了までは、原則として活動を禁止する。ただし、公式戦直近の場合、1時間半程度の活動ができる。(顧問付添)

⑤ 早朝練習は、午前7時30分からとする。ただし、顧問もしくは代行顧問付き添いとする。

- ⑥ 公式試合、公式発表会に出場するため授業を欠席する場合は学校長の許可を受けるものとする。
- ⑦ 夏季休業中の部活動日数は合宿を含めて原則として20日以内、（公式試合は日数に数えなくてもよい）とし、活動時間は午後5時までとする。ただし、午後5時以降に活動する場合と活動日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、顧問もしくは代行顧問付添とする。

(4) その他

学年のはじめに所属を決定し登録する。所属変更は、随時、担任及び各部活動の顧問に届け出る。

## 服装に関する規定

### 1 服 装

#### 男子生徒制服

- 上 衣 黒詰襟学生服に所定の金ボタンをつけ、左襟に校章をつける。  
白無地のワイシャツ，又は開襟シャツとし，アイロンマークを左胸につける。（上衣，ズボンの型は校服図を基準とする。）
- スラックス ワンタック・ノータックいずれも可。裾はシングル又はダブル。
- ポロシャツ 夏季のみ半袖，白無地（ライン，ワンポイント不可）ポロシャツの着用を認める。アイロンマークを左の胸につける。型は校服図参照。
- ベスト 着用は自由である。無地で黒・白・グレー・紺・茶系統色の物。ただし夏服の期間中には校章を左胸につける

#### 女子生徒制服

- 上 衣 型シングル。3つボタンで襟は，剣衿の先を丸くしたものの。ポケットはアウトポケット。  
色は紺，布地はサージ。校章は左襟につける。（上衣，スカートの型は校服図を基準とする。）
- ブラウス 白無地のワイシャツ，開襟シャツ，又はブラウスとし，アイロンマークを左胸につける。
- ポロシャツ 夏期のみ半袖，白無地（ライン・ワンポイント不可）ポロシャツの着用を認める。アイロンマークを左の胸につける。型は校服図参照。
- スカート 紺サージ。ベルト付。24の追いかけ襷。節度ある丈の長さにする。
- ベスト 着用は自由である。無地で黒・白・グレー・紺・茶系統色の物。どちらも夏服の期間中には校章を左胸につける。
- スラックス 紺サージ。前ファスナー。ノータック（腰回り前後にダーツ）。ポケット両脇。裾シングル。  
（通年にわたり、スカートまたはスラックスを着用する。）
- ベスト 着用は自由である。無地で黒・白・グレー・紺・茶系統色の物。ただし夏服の期間中には校章を左胸につける

- 2 上 履 男女とも学年色（令和6年度入学生は青）で、学校指定（つま先に学年色の着色有）と同形のもの。入学手続きの際にサンプルが提示されます。上履きに関しては、本校指定の業者はありません。

### 3 冬季寒冷時の服装

カーディガン、セーター類等は、上衣にかくれるように着用する。（カーディガン・セーター類は上衣として着用しない。無地で黒・白・グレー・紺・茶系統色の物、ワンポイントは可とするが3×3cmの範囲内に収まるものとする。）

校内ではカーディガン・セーターのみの着用も可。登下校時には上着を着用する。

- 4 コート類 オーバーコート類の着用は認める。型や色は特に規定しない。オーバーコートを着用した際にも学ラン・ブレザーは着用すること。

### 5 冬服・夏服着用期間

次のように定めるが、気候の変動により変えることもある。

6月1日～9月30日 夏服

[男子] 開襟シャツ、ワイシャツ、ポロシャツ

[女子] ブラウス、ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ

10月1日～5月31日 冬服

※ 移行期間は5月・6月及び9月・10月とする。この時、夏服・冬服併用可とする。